	その他	ボタンは、いかりの浮き彫りを施したものとする。
		形状及び寸法は、図のとおりとする。
夏服ズボン	地質	別表第三㈠イの第一種夏服上衣と同じとする。
	製式	冬服ズボンと同じとする。ただし、ボタンの色は、白色とする。
女性第一種夏服上衣		夏服上衣と同じとする。ただし、左前とする。
女性第二種夏服上衣	地質	夏服上衣と同じとする。
	製式	女性第二種冬服上衣と同じとする。
女性夏服スカート		女性冬服スカートと同じとする。
正帽	地質	別表第三㈠の正帽と同じとする。
	製式	別表第三㈠の正帽（三等海曹以上）と同じとする。ただし、三等海佐以下の自衛官にあつては、前ひさし表面の前縁にそつて金モール製の桜花桜葉模様をつけ、周章は、黒色の市松織とする。三等海佐以下の自衛官の前ひさしの形状は、図のとおりとする。
女性第一種正帽		正帽と同じとする。
女性第二種正帽	地質	別表第三㈠イの正帽と同じとする。
	製式	別表第三㈠イの女性正帽と同じとする。ただし、三等海佐以下の自衛官にあつては、周章の上部にしま織金線をつけ、周章の前面に金モール製の桜花桜葉模様をつける。三等海佐以下の自衛官の周章の形状は、図のとおりとする。
ワイシャツ		別表第三㈠イの第二種ワイシャツと同じとする。
女性ワイシャツ		別表第三㈠イの女性第二種ワイシャツと同じとする。
ネクタイ		黒色又は乳白色の絹織物、毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。形状は、別表第三㈠イのネクタイと同じとする。
女性第一種ネクタイ		ネクタイと同じとする。

女性冬服スカート	地質	冬服上衣と同じとする。
	製式	フレアーロングスカートとし、形状は、図のとおりとする。
夏服上衣	地質	別表第三㈠イの第二種夏服上衣と同じとする。
	製式	えり　背広えりとする。両えりの上えりに濃紺色金属製の台地に金色金属製のたて琴の模様を施した金具をつける。
		肩章（海曹長以下に限る。） 冬服上衣と同じとする。
		前面　中央に金色のボタン三個を一行につける。胸部及び腰部の左右に各一個のふたつきポケツトをつけ、そのふたを金色のボタン各一個で留める。
		後面　すそをさく。
		そで　冬服上衣と同じとする。
		その他　ボタンは、いかりの浮き彫りを施したものとする。
		形状及び寸法は、図のとおりとする。
夏服ズボン	地質	別表第三㈠イの第二種夏服上衣と同じとする。
	製式	冬服ズボンと同じとする。ただし、ボタンの色は、白色とする。
女性第一種夏服上衣		夏服上衣と同じとする。ただし、左前とする。
女性第二種夏服上衣	地質	夏服上衣と同じとする。
	製式	女性第二種冬服上衣と同じとする。
女性夏服スカート		女性冬服スカートと同じとする。
正帽	地質	別表第三㈠の正帽と同じとする。
	製式	別表第三㈠の正帽（三等海曹以上）と同じとする。ただし、三等海佐以下の自衛官にあつては、前ひさし表面の前縁にそつて金モール製の桜花桜葉模様をつけ、周章は、黒色の市松織とする。三等海佐以下の自衛官の前ひさしの形状は、図のとおりとする。
女性第一種正帽		正帽と同じとする。